

3 「神奈川県立県民ホール条例」の一部改正について

(1) 概要

神奈川県立県民ホール（本館）（以下「本館」という。）は、令和7年4月1日から休館となり、令和8年4月以降県直営施設となる。また、神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）（以下「神奈川芸術劇場」という。）では、他自治体等の類似施設とのバランスや近年の物価上昇を考慮し、利用料金の適正な見直しが必要である。

そのため、次期指定管理者の選定に伴い、「神奈川県立県民ホール条例」について、所要の改正を行う予定である。

(2) 見直しの内容

ア 本館を県直営施設とすることに伴う改定

指定管理者による管理の範囲から本館を除く。

イ 神奈川芸術劇場の施設利用料金の改定

ホール、スタジオ、楽屋、駐車場について、利用料金の上限額を新たに定める。（別紙参照）

ウ 神奈川芸術劇場の設備利用料金の改定

楽器、舞台設備、ホール及びスタジオ照明セット、その他の照明設備、ホール及びスタジオ音響セット、その他の音響設備、映写設備、持込器具使用電力料について、利用料金の上限額を新たに定める。（別紙参照）

エ その他

条文の整理等、所要の改正を行う。

(3) 今後の予定

令和7年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和8年4月 改正条例施行

神奈川芸術劇場の利用料金の上限額

1 施設利用料金

(1) ホール

区分		改定後			現行		
		平日			平日		
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が8,000円を超える場合	236,760円	331,470円	378,830円	209,520円	293,330円	335,240円
	徴収する入場料の額が3,000円を超え8,000円以下の場合	177,570円	248,600円	284,120円	157,140円	220,000円	251,430円
	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	113,150円	158,400円	181,030円	104,760円	146,660円	167,620円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		96,170円	134,640円	153,880円	89,040円	124,660円	142,480円

区分		改定後			現行		
		日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が8,000円を超える場合	284,120円	426,170円	426,170円	251,430円	377,140円	377,140円
	徴収する入場料の額が3,000円を超え8,000円以下の場合	213,090円	319,640円	319,640円	188,570円	282,860円	282,860円
	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	135,770円	203,660円	203,660円	125,710円	188,570円	188,570円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		113,150円	169,720円	169,720円	104,760円	157,140円	157,140円

(2) 大スタジオ

区分			改定後			現行		
			平日			平日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで
催し等を行う場合	徴収する 利用に係る 入場料を 徴収する場合	徴収する入場料の額 が 3,000 円を超える 場合	44,400 円	62,150 円	71,040 円	39,290 円	55,000 円	62,860 円
		徴収する入場料の額 が 3,000 円以下の場 合	28,290 円	39,600 円	45,270 円	26,190 円	36,660 円	41,910 円
	利用に係る催し等について入 場料を徴収しない場合		24,100 円	33,720 円	38,470 円	22,310 円	31,220 円	35,620 円
催し等を行 わない場合	ホール等を利用する催し等に 伴う場合		12,430 円	17,410 円	19,890 円	11,000 円	15,400 円	17,600 円
	ホール等を利用する催し等に 伴わない場合		17,760 円	24,860 円	28,410 円	15,710 円	22,000 円	25,140 円

区分			改定後			現行		
			日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで
催し等を行う場合	徴収する 利用に係る 入場料を 徴収する場合	徴収する入場料の額 が 3,000 円を超える 場合	53,270 円	79,910 円	79,910 円	47,140 円	70,710 円	70,710 円
		徴収する入場料の額 が 3,000 円以下の場 合	33,950 円	50,920 円	50,920 円	31,430 円	47,140 円	47,140 円
	利用に係る催し等について入 場料を徴収しない場合		28,290 円	42,440 円	42,440 円	26,190 円	39,290 円	39,290 円
催し等を行 わない場合	ホール等を利用する催し等に 伴う場合		14,800 円	22,250 円	22,250 円	13,090 円	19,690 円	19,690 円
	ホール等を利用する催し等に 伴わない場合		21,320 円	31,970 円	31,970 円	18,860 円	28,290 円	28,290 円

(3) 中小スタジオ

区分			改定後			現行		
			平日			平日		
			午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
中スタジオ	催し等を行う場合		15,980 円	22,380 円	25,580 円	14,140 円	19,800 円	22,630 円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合	5,690 円	7,940 円	9,000 円	5,030 円	7,020 円	7,960 円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合	8,050 円	11,260 円	12,790 円	7,120 円	9,960 円	11,310 円

区分			改定後			現行		
			日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
中スタジオ	催し等を行う場合		19,310 円	28,890 円	28,890 円	17,080 円	25,560 円	25,560 円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合	6,880 円	10,190 円	10,190 円	6,080 円	9,010 円	9,010 円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合	9,470 円	14,210 円	14,210 円	8,380 円	12,570 円	12,570 円

区分			改定後			現行		
			平日			平日		
			午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
小スタジオ A	催し等を行う場合		11,850 円	16,570 円	18,940 円	10,480 円	14,660 円	16,760 円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合	4,140 円	5,800 円	6,630 円	3,660 円	5,130 円	5,860 円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合	5,930 円	8,290 円	9,470 円	5,240 円	7,330 円	8,380 円

区分			改定後			現行		
			日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで
小スタ ジオ A	催し等を行う場合		14,210 円	21,320 円	21,320 円	12,570 円	18,860 円	18,860 円
	催し等を行 わない場 合	ホール等を利用す る催し等に伴う場 合	5,100 円	7,590 円	7,590 円	4,510 円	6,710 円	6,710 円
		ホール等を利用す る催し等に伴わな い場合	7,110 円	10,660 円	10,660 円	6,290 円	9,430 円	9,430 円

区分			改定後			現行		
			平日			平日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで
中スタ ジオ A 及び小 スタジ オ A を同時 に利用 する場合	催し等を行う場合		21,070 円	29,490 円	33,630 円	18,640 円	26,090 円	29,760 円
	催し等を行 わない場 合	ホール等を利用す る催し等に伴う場 合	9,820 円	13,750 円	15,630 円	8,690 円	12,160 円	13,830 円
		ホール等を利用す る催し等に伴わな い場合	13,970 円	19,540 円	22,250 円	12,360 円	17,290 円	19,690 円

区分			改定後			現行		
			日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで
中スタ ジオ A 及び小 スタジ オ A を同時 に利用 する場合	催し等を行う場合		25,220 円	37,770 円	37,770 円	22,310 円	33,420 円	33,420 円
	催し等を行 わない場 合	ホール等を利用す る催し等に伴う場 合	11,960 円	17,760 円	17,760 円	10,580 円	15,710 円	15,710 円
		ホール等を利用す る催し等に伴わな い場合	16,570 円	24,860 円	24,860 円	14,660 円	22,000 円	22,000 円

区分		改定後			現行		
		平日			平日		
		午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
小スタジオ B	ホール等を利用する催し等に伴う場合	3,320 円	4,630 円	5,210 円	2,930 円	4,090 円	4,610 円
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合	4,740 円	6,630 円	7,590 円	4,190 円	5,860 円	6,710 円

区分		改定後			現行		
		日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
		午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
小スタジオ B	ホール等を利用する催し等に伴う場合	3,910 円	5,800 円	5,800 円	3,460 円	5,130 円	5,130 円
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合	5,690 円	8,410 円	8,410 円	5,030 円	7,440 円	7,440 円

(4) 楽屋

改定後			現行		
午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
1,780 円	1,780 円	1,780 円	1,570 円	1,570 円	1,570 円

(5) 駐車場

改定後				現行			
区分	1 時間以内の場合	1 時間を超える場合		区分	1 時間以内の場合	1 時間を超える場合	
普通自動車	1 台につき 570 円	1 台最初の 1 時間につき 570 円	1 台最初の 1 時間を超える時間 30 分までごとににつき 280 円	普通自動車	1 台につき 470 円	1 台最初の 1 時間につき 470 円	1 台最初の 1 時間を超える時間 30 分までごとににつき 230 円
原動機付自転車及び自動二輪車	同 140 円	同 140 円	同 60 円	原動機付自転車及び自動二輪車	同 110 円	同 110 円	同 50 円

2 設備利用料金

区分		改定後	現行
種別	単位	利用料金の額	利用料金の額
楽器	1 台 1 回	18,860 円	15,710 円
舞台設備	1 種類 1 回	13,830 円	11,520 円
ホール及びスタジオ 照明セット	1 回	67,890 円	56,570 円
その他の照明設備	1 台 1 回	2,270 円	1,890 円
ホール及びスタジオ 音響セット	1 回	31,430 円	26,190 円
その他の音響設備	1 式、1 台又は 1 本 1 回	26,400 円	22,000 円
映写設備	1 台 1 回	27,650 円	23,040 円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力 1 キロワット 1 回	260 円	210 円

4 「神奈川県立神奈川近代文学館条例」の一部改正について

(1) 概要

神奈川県立神奈川近代文学館では、他自治体等の類似施設とのバランスや近年の物価上昇を考慮し、利用料金の適正な見直しが必要である。

そのため、次期指定管理者の選定に伴い、「神奈川県立神奈川近代文学館条例」について、所要の改正を行う予定である。

(2) 見直しの内容

ア 施設利用料金の改定

ホール、会議室、和室について、利用料金の上限額を新たに定める。（別紙参照）

イ 観覧利用料金の改定

展示の観覧について、利用料金（特別展を除く）の上限額を新たに定める。（別紙参照）

(3) 今後の予定

令和7年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和8年4月 改正条例施行

利用料金の上限額

1 施設利用料金

区分	改定後				現行			
	平日		日曜日、土曜日及 び休日		平日		日曜日、土曜日及 び休日	
	午前 9 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで
ホール	1 時間 につき 2,440円	1 時間 につき 3,020円	1 時間 につき 3,020円	1 時間 につき 3,750円	1 時間 につき 2,040円	1 時間 につき 2,520円	1 時間 につき 2,520円	1 時間 につき 3,130円
中会議室	同 1,140円	同 1,450円	同 1,450円	同 1,870円	同 950円	同 1,210円	同 1,210円	同 1,560円
小会議室	同 490円	同 630円	同 630円	同 790円	同 410円	同 530円	同 530円	同 660円
和室	同 630円	同 790円	同 790円	同 1,140円	同 530円	同 660円	同 660円	同 950円

2 観覧利用料金

区分	改定後			現行		
	常設展		特別展	常設展		特別展
	個人	20人以上の 団体		個人	20人以上の 団体	
20歳以上65歳未 満の者（学生及 び高校生を除 く。）	1 人につき 310円	1 人につき 190円	1 人につき	1 人につき 260円	1 人につき 160円	1 人につき
20歳未満の者 （高校生を除 く。） 学生（65歳以上 の者を除く。）	同 190円	同 130円	1,010円	同 160円	同 110円	1,010円
65歳以上の者 高校生	同 130円	同 130円		同 110円	同 110円	

5 「神奈川県立音楽堂条例」の一部改正について

(1) 概要

神奈川県立音楽堂では、他自治体等の類似施設とのバランスや近年の物価上昇を考慮し、利用料金の適正な見直しが必要である。

そのため、次期指定管理者の選定に伴い、「神奈川県立音楽堂条例」について、所要の改正を行う予定である。

(2) 見直しの内容

ア 施設利用料金の改定

ホールについて、利用料金の上限額を新たに定める。（別紙参照）

イ 設備利用料金の改定

楽器、舞台設備、照明セット、その他の照明設備、音響セット、その他の音響設備、映写設備、持込器具使用電力料について、利用料金の上限額を新たに定める。（別紙参照）

(3) 今後の予定

令和7年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和8年4月 改正条例施行

利用料金の上限額

1 施設利用料金

区分	改定後			現行		
	平日			平日		
	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	98,730 円	108,900 円	124,860 円	82,270 円	90,750 円	104,050 円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	60,980 円	74,060 円	92,920 円	50,810 円	61,710 円	77,430 円

区分	改定後			現行		
	日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	124,860 円	130,680 円	140,850 円	104,050 円	108,900 円	117,370 円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	92,920 円	95,820 円	101,640 円	77,430 円	79,850 円	84,700 円

2 設備利用料金

区分		改定後	現行
種別	単位	利用料金の額	利用料金の額
楽器	1 台 1 回	16,550 円	13,790 円
舞台設備	1 種類 1 回	6,950 円	5,790 円
照明セット	1 回	10,610 円	8,840 円
その他の照明設備	同	3,180 円	2,650 円
音響セット	同	8,990 円	7,490 円
その他の音響設備	旧：1 本 1 回 新：1 式、1 台又は 1 本 1 回	2,900 円	2,410 円
映写設備	1 台 1 回	8,260 円	6,880 円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力 1 キロワット 1 回	260 円	210 円